

都市圏における「SAGA BAR」を活用した 佐賀酒プロモーション委託業務仕様書

1 目的

県では、佐賀県産の日本酒(以下「佐賀酒」という。)を中心に、加工食品や食材、陶磁器等を体感(飲食・使用)できる情報発信拠点として JR 佐賀駅構内に「SAGA BAR」を設置するとともに、「出張 SAGA BAR」として県内外で開催されるイベントへの出店や、イベントスペースや飲食店でのポップアップイベント(期間限定)を開催してきた。

その結果、県内及び近隣県において、一定の方に佐賀酒が認知されてきた一方で、東京などの都市圏での認知度は未だ低く、佐賀酒ファンのさらなる拡大を図るためには、都市圏での認知度向上が必要であると考えている。また、これまで開催してきたイベントの来場者のうち、約 98%の人が今後も佐賀酒を飲みたいと思ったと回答していることから(来場者アンケート結果)、佐賀酒を知ってもらう機会を作ることができれば、その後の消費喚起に繋がる可能性が十分にあると考えている。

そこで、本業務では都市圏における「SAGA BAR」企画のイベントを開催するとともに、メディアや SNS を活用した取り組みの情報発信を行うことで、佐賀酒の認知度向上及び販売促進並びに「酒どころ佐賀」のイメージ確立を図ることを目的とする。

2 契約期間

契約締結日から令和6年3月29日(金曜日)までとする。

3 ターゲット

- ①お酒を飲むのは好きだが、日本酒を飲む機会が少ない方
 - ②酔えれば何でもいいということではなく、お酒の味わいや産地、製法、作り手の想いなどに興味関心を持ってくれる方
 - ③良いモノ・コトに触れることで、その後の購買や発信などの行動につながる可能性のある方
- ターゲットの例示として、食への興味関心が高く、ナチュラルワインやクラフトビール等のアルコール飲料を楽しむ傾向にある 20~40 代を想定

4 委託業務の内容

都市圏において、佐賀酒をはじめとした県産品の魅力を体感できるイベントを実施すること

(ア) 実施場所

- ・都市圏とは、人口約 700 万人以上の都道府県(東京、大阪、愛知等)を想定しており、その点を踏まえて、ターゲット層を集客しやすい飲食店やイベントスペース等を提案すること。
- ・なお、提案にあたっては、イベント後も継続して佐賀酒の消費に繋がる可能性のある場所が望ましい。
※提案のあった候補の中から、会場のスペックや周辺環境等を考慮して決定する。

(イ) 実施回数及び期間

- ・イベントは、最低3回以上実施すること。なお、各イベントの開催期間は、2日間以上とすること。

- ・実施時期については、令和5年8月～令和6年3月の間とすることとし、全体スケジュールを考慮して決定すること。

(ウ) イベント内容

- ・日本酒への興味関心を持ってもらえるよう、フードと組み合わせるなどして日本酒の楽しみ方を提案できる内容とすること。
- ・フードメニューは、佐賀酒に合うようなオリジナルメニューの考案や既存の料理や商品とのペアリングを意識したメニュー構成を検討するなど、佐賀酒を楽しむ動機づけとなるよう努めること。
- ・佐賀酒は、「The SAGA 認定酒」のほか新酒や限定酒を含め、佐賀酒の魅力を十分に体感できる商品を選定すること。
- ・その他の飲料(焼酎、ビール、茶、ジュース等)は、多様な県産品から選定すること。なお、カクテル等を提供する場合も、原則これらを使用すること。
- ・酒器や食器は、企画内容に応じて選定することとし、飲食店が所有する食器以外に、県が所有する「伊万里・有田焼」、「唐津焼」、「肥前吉田焼」、「肥前びーどろ」、「諸富家具」等の地場産品を使用することも可能とする。
- ・商品(その他の飲料、酒器、食器などSAGA BARに使用するもの)の選定にあたっては、イベント・企画の客層等を考慮のうえ、選定すること。また、様々な県産品を提供する視点から、特定の製造者、生産者、商品に偏らないように留意すること。
- ・メニュー開発やペアリングの検討に係る経費(試作用の食材費や試飲用の佐賀酒購入費など)は、原則として受託者の負担で行うこと。
- ・佐賀酒及び商品の仕入れ及び在庫管理は、原則として受託者の負担で行うこと。

(エ) 佐賀酒提供時の条件(営業許可及び酒類の提供並びに販売)

- ・イベント・企画の内容に応じて、佐賀酒の提供(有償・無償)だけでなく、酒類の小売販売についても、県と協議の上、実施を検討すること。
- ・小売販売にあたっては、受託者が一般酒類小売業免許を有している又は取得することが望ましいが、免許の取得が困難な場合、当該免許を有している事業者の協力を得る等により対応すること。
- ・有償での酒類等の提供(食品営業・飲食店営業)及び小売販売については、仕入れや在庫管理等は受託者の負担及び責任で行うこととし、売上は受託者のものとする。

(オ) 情報発信(イベント実施に必要な広報について)

- ・イベントへの来場促進のため、ターゲットに向けた戦略的な広報計画を策定した上で、効果的な手法により情報発信を行うこと。
(媒体例:テレビ、ラジオ、インターネット、SNS、アプリ、新聞、サイネージ、雑誌、ターゲットに訴求できるインフルエンサーの活用)
- ・SAGA BARの公式ウェブサイトや公式インスタグラムアカウント
【公式ウェブサイト】 URL: <https://www.saga-bar.com/>
【公式インスタグラムアカウント】 アカウント名:sagabar_official
複数の情報発信ツール、媒体を連動させ、一体的・効果的にプロモーションを行うこと。
- ・イベントの実施にあたっては、必要なツール(メニューやPOP等)を制作すること。

(カ) 情報発信 (SAGA BAR の認知度向上について)

- ・イベント来場者以外にも「SAGA BAR」の取り組みを周知できるようアーカイブのコンテンツを作成すること。
- ・媒体は、ターゲットに訴求できるメディア媒体や SNS を使用すること。(インターネット、SNS、雑誌等)
- ・イベントの実績の発信だけでなく、佐賀酒や蔵元の紹介など、佐賀酒の良好なイメージを発信できるような内容とすること。
- ・なお、動画を作成する場合は、公式 Youtube アカウントに動画をアップロードすることが望ましい。
【公式 Youtube アカウント】 アカウント名 : SAGA BAR

(キ) イベント終了後の報告

イベント開催後 1 週間以内に、以下の項目について、電子メールで県の担当者あて報告すること。

【報告項目】

- ・売上状況 (商品別の提供数、レジ通過人数、売上額など) や来場者数 (推計で可)
- ・来店者の感想、意見、要望、苦情など
- ・課題や改善点
- ・その他県から指示する項目

なお、商品の販売に係る会計は、タブレット型の POS システム (スマレジ、Air レジ、ユビレジ等) を使用するなど、非接触型の多様なキャッシュレス決済に対応できることが望ましいが、対応が困難な場合はこの限りではない。

(ク) アンケートの実施

佐賀酒に関する認知状況、評価や意見、取組の効果測定等を目的に、各出店において来店者に対してアンケートを実施する。

- ・アンケートの調査項目は、県と協議し決定する。
- ・アンケートの実施及び集計作業は、県から別途指定するデジタル化総合プラットフォーム「ロゴフォーム」を活用することとし、全てオンライン上で行う。
- ・調査項目の「ロゴフォーム」への入力 は 県 が 行 う。
- ・回答フォームへ誘導する QR コードを店頭 に 設置 し、スタッフは来店者に対しアンケート回答への協力を促すこと。
- ・アンケート回答者に抽選でプレゼントが当たる企画を行うなど、アンケート回収率を高める工夫をすること。

(ケ) 各種許可、法令遵守等

- ・県産品の販売等を行うに当たり、以下のとおり対応すること。
- ・本業務の実施に必要となる食品営業許可や酒類の小売販売免許については、受託者の負担及び責任で取得すること。
- ・酒税法や食品衛生法など、酒類や食品の提供及び小売販売に係る関係法令や保健所、国税局など所轄庁の指導等を遵守すること。
- ・受託者は出店の際に必要な、食中毒、イベント、小売販売等に係る賠償責任保険に加入し、イベント前日までに、保険証券等の関係書類の写しを県に提出すること。

4 成果指標

受託者は、次に掲げる成果指標の達成に努めること。

SAGA BAR の取組としての露出が少ないことが課題であることから、情報発信（SAGA BAR の認知度向上）業務に係る記事制作を指標とする。

なお、記事の属性や種類などは別途協議のうえ決定する。（ネット記事、雑誌紙面、SNS 投稿など）

- ・記事制作 6 件以上

5 成果物

受託者は、次に掲げるものを、別途指示する納入期限までに提出すること。

- (1) 実績報告書（1部）※電子データ又は PDF も提出すること。

当業務で制作した販促ツール等のデータ（デザインデータ含む）等も含む。

- (2) その他県と受託者が合意の上、成果物として提出を求めるもの

6 委託料

10,857 千円（消費税及び地方消費税含む）とする。

7 委託料の支払い

前金払・完了払

8 その他留意事項等

- (1) 事業の運営に必要かつ適切な人員配置を行うこと。
- (2) 本業務の実施に当たり、関係団体、事業者等との協力等が必要な場合は、当該関係者の協力等への意思や姿勢を尊重し、必要な調整を行うこと。
- (3) 業務遂行にあたっては、委託業務を統括し、県からの指示を受ける窓口として責任者と当該業務に従事する担当者を置き、関係者と円滑な事業の進行管理や意思疎通に努めること。
- (4) 本事業の実施に係る関係機関との調整・近隣対策等が必要な場合（申請・届出等含む）については、受託者がこれを行うこと。
- (5) 受託者による施設・設備等の汚損及び損傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。
- (6) 本業務における全ての成果物、制作物、取得物（消耗品を除く。）及び著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む。）は県に帰属するものとし、制作者は県に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- (7) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。県が利用する場合についても同様とする。
- (8) 本委託業務の全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、一部再委託について、県と受託者の協議により県が認めたときは、この限りではない。また、機密保持、知的財産権等に関して本委託業務契約にて定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。あわせて、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。
- (9) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱い

いには、県の定める「情報セキュリティポリシー」及び「個人情報保護条例」を遵守すること。

(10) 本業務の実施にあたっては県と十分に協議し、県の上承を得て行うこと。

(11) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、県と受託者との協議の上、決定するものとする。なお、仕様を変更する必要があるときは、県と受託者との協議の上、変更することができるものとする。